子ども手当制度（民主党案と政府案の比較）

	民主党案	政府案
目的	・児童の養育に係る経済的負担の軽減 ・次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上	・児童養育家庭の生活の安定 ・次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上
支給対象	0 歳から中学校修了までの児童　（約 1,900 万人）	0 歳から小学校修了までの児童　（約 1,310 万人）
手当額	児童一人につき、月額 16,000 円	第 1 子及び第 2 子→月額 5,000 円 第 3 子以降→月額 10,000 円
所得制限	な　し	4 人世帯（夫婦 2 人と児童 2 人） 被用者→860 万円未満、非被用者→780 万円未満 ＊いずれも収入ベース
費用負担	全額国庫負担 【当分の間の暫定措置】 ・国→100 分の 92 ・都道府県及び市町村→それぞれ 100 分の 2.5 ・事業主→100 分の 3	【0 歳～3 歳未満までの者を対象とする児童手当】 ＜被用者＞事業主 10 分の 7、国 10 分の 1 地方 10 分の 2 ＜特例給付＞事業主 10 分の 10 ＜非被用者＞国 3 分の 1、地方 3 分の 2 ＜公務員＞所属庁 10 分の 10 【3 歳～小学校修了前までの者を対象とする児童手当】 ＜被用者・非被用者＞国 3 分の 1、地方 3 分の 2 ＜公務員＞所属庁 10 分の 10